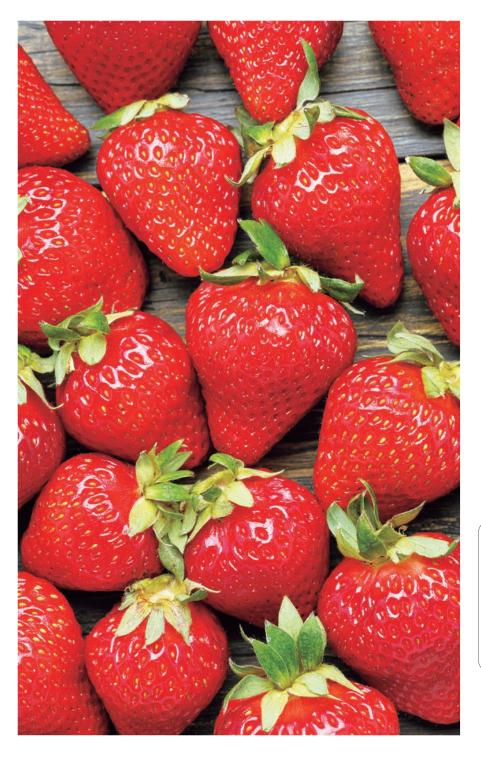


ねんきんだより

令和4年2月号 No. 132





- 源泉徴収税票について (P2)
- よくあるお問い合わせ (P5)

年金課問い合わせ先

- ・Eメールアドレス S9000063@section.metro.tokyo.jp
- ・年金課コールセンター 0570 - 03 - 4165【ナビダイヤル】

源泉徴収票について

年金課 年金給付担当

「令和3年分 公的年金等の源泉徴収票」をお送りしました

令和3年中に年金を受給された方に、「令和3年分公的年金等の源泉徴収票」を 令和4年1月11日(火)にお送りしました。裏面に記載内容の主な欄の説明があります。

※ 障害(共済)年金や遺族(共済)年金は非課税のため「源泉徴収票」をお送りしていません。

令和3年分公的年金等の 源泉徴収票<見本>

※ 源泉控除対象配偶者・控除対象扶養親族等の氏名については、 令和元年に提出された「令和3 年分公的年金等の受給者の扶養 親族等申告書」の申告内容に基 づき印字されます。

なお、ご記入いただいたマイナンバーは税務署報告用のもので、お送りした源泉徴収票にはマイナンバーは印字されません。お問い合わせいただいても、当組合ではお知らせできませんのでご了承ください。

				令≉	13年	F 分) (公的年	全主	手の	源:	泉徴	又	票					
支引	- 1	住所足居	又は 所																
払る	5			フリガナ							年金記	E書記号番号	1.						
を者		氏	名								生生	年月日	明	大	昭	平	年	月	日
		X			分			-	支 払	金	額	Á		源	泉	徴	収利	兑 額	į
所得稅	法第	203	条の	3第1	号・第	45	適用分			1	Т	H							H
所得稅	法第	203	条の	3第2	号・第	5号	適用分				T								
所得稅	法第	203	条の	3第3	号・第	6号	適用分			1	\top								
所得稅	法第	203	条の	3第7	号適用	分					\top								
20 DI 15	k natural	人		源泉控除対		有無等		象扶養親		16歳5		障害			非居では親族	住者	社会保	険料の) 全額
特別 その原告者 除	害者	ひとり親	寡 婦	一月	と 老	人	特定	老人	その他	扶養親 A	族の数 人	特別	N A	その他	親族	の数	1.0. 24 11	Ŧ!	Д Д
									'		^	'1						1	- 1
įl	原泉扌	空除対	象配	偶者			控除	対象技	、養 親	族			16	歳未	満の)扶	養親:	族	
(フリガナ) 氏 名					区分	11	フリガナ)				X分	1 (フリカ 氏	(ナ) 名						区分
(摘要)					,	21-	フリガナ) モ 名				区分	2 (フリカ 氏							区分
支	法	人 番	- 号																
払	所	在	地	東京	都新宿	区西	新宿二丁目	18番1	무										
者	名		称	東京	都職員	共済	組合			電影	舌 雀	番 号	057	70-03	-416	5 [1	トビダ	イヤノ	ν]

この「令和3年分公的年金等の源泉徴収票」は、所得税の確定申告を行う際に必要ですので、紛失しないよう大切に保管してください。

年金と確定申告について

退職・老齢を支給事由とする年金は、「雑所得」として所得税が課税されますので、一定額以上の年金を受給されている方は、**受給のたびに所得税が源泉徴収されています**。 年金は年末調整を行うことができないため、源泉徴収された所得税額の過不足を精算する場合には、所得税の確定申告を行うことになります。

次に該当される方は、ご自身で「確定申告」をする必要があります。

○ 確定申告の対象となる方

令和3年中の年金収入の合計が 400 万円以下で、 かつ公的年金等以外の所得金額が 20 万円を超える方

令和3年中の年金収入の合計が400万円を超える方



- ※令和3年中の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の申告を省略することができます。
- ※所得税の源泉徴収の対象とならない公的年金等 (外国で支払われる年金) の支給を受ける方は、 確定申告書の提出が必要です。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

○ 確定申告により税の還付を受けられる可能性のある方(例)

- ◆税控除の対象となる社会保険料等を支払った方
- ◆申告書提出後、扶養親族に変更があった方 ※扶養親族がお亡くなりになった場合でも、その年については控除を受けられます。
- ◆○ページの「人的控除額」に該当がある方で、申告書を提出していない方 (年の途中から控除を受けた方を含む。)
- ◆ 10 万円 (注) を超える医療費を支払った方 (注) その年の総所得金額等が 200 万円未満の方は、総所得金額等の 5%の金額
- ◆年の途中から年金の支給が開始され、その他の所得がない方

○ Q & A (よくあるお問い合わせ)

- **Q1** 源泉徴収票を紛失してしまいました。再発行はできますか?
- **A1** 可能です。お電話またはメールで再発行をご依頼ください。
- Q2 源泉徴収票が届きません。どうすればいいでしょうか?
- **A2** 障害年金や遺族年金は非課税のため、源泉徴収票はお送りしていません。 その他の年金の場合は、再発行をご依頼ください。
- ※公的年金以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告を省略できる場合であっても、 住民税の申告が必要となる場合があります。詳細は、お住まいの区市町村住民税担当課 にお問い合わせください。

確定申告については、お近くの税務署にお問い合わせください。 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp

年金の源泉徴収税額(1回の支給当たり)の計算例

源泉徴収票の税額は1回の支給期ごとに計算・徴収した合計ですので、年間の総支給額で 計算した場合とは必ずしも一致しません。

- ★ 1回の支給金額 287,000円、65歳以上、扶養親族なしの場合 (扶養親族等申告書を提出しない場合も同様)
 - ① 控除額を計算します。

控除額 = (基礎的控除額 + 人的控除額) × 月数 (その支払計算の基礎となった期間月数)

- ·基礎的控除額 143,500 円 × 25% + 65,000 円 = 100.875 円
 - 「 (支給年金額の1カ月分の金額(287,000円÷2))
 - → 135,000 円未満のため、135,000 円が基礎的控除額になります。
- ・人的控除額 なし (扶養親族等を申告した場合は控除されます。)
- ・控 除 額 $(135,000 \, \text{円} 47,500 \, \text{円}) \times 2 \, \text{か月分} = 175,000 \, \text{円}$
- ●65歳以上で「退職共済年金または老齢厚生年金」を受けている方は「控除額」から月額47,500円を減額します。
- ② 源泉徴収税額 (所得税及び復興特別所得税) を計算します。

源泉徴収税額 = (定期支給期の支給年金額(※) - 控除額) × 5.105 %

※年金から社会保険料が徴収されている方については、社会保険料を差し引いたものが「定期支給期の支給年金額」 となります。

 $(287,000 円 - 175,000 円) \times 5.105\% = 5,717.6 \Rightarrow 5,717 円$

→ 1回の支給につき 5.717 円が源泉徴収税額となります。

★ 1 回の支給金額 287,000円、65歳以上、扶養親族等申告書を「一般の控除対象配偶者がいる」で提出

① 控除額を計算します。

控除額 = (基礎的控除額 + 人的控除額) × 月数 (その支払計算の基礎となった期間月数)

·基礎的控除額 143,500 円× 25% + 65,000 円 = 100,875 円

¹ (支給年金額の1カ月分の金額(287,000円÷2))

→ 135,000 円未満のため、135,000 円が基礎的控除額になります。

・人的控除額 32,500円(一般の控除対象配偶者)

・控除額 (135,000円-47,500円+32,500円)×2か月分=240,000円

●65歳以上で「退職共済年金または老齢厚生年金」を受けている方は「控除額」から月額47,500円を減額します。

② 源泉所得税額及び復興特別所得税を計算します。

源泉徴収税額 = (定期支給期の支給年金額 - 控除額) × 5.105 %

 $(287.000 \, \text{\mu} - 240.000 \, \text{\mu}) \times 5.105\% = 2.399.35 \, \text{\mu} \Rightarrow 2.399 \, \text{\mu}$

→ 1回の支給につき 2,399 円が源泉徴収税額となります。

※ 令和3年中に支払われた年金については、「<mark>復興特別所得税」</mark>として源泉所得税の額の2.1%相当額が 加算されています。

★令和3年控除額の一覧

	区 分		控除額						
基礎的控除額	年齢 65 歳 以上の人	支給年金金額の月割額 × 25% + 65,000 円 (計算額が 135,000 円未満の場合には、135,000 円)							
控除額	年齢 65 歳 未満の人	支給年金金額の月割額 × 25% + 65,000 円 (計算額が 90,000 円未満の場合には、90,000 円)							
		障害者に	一般の障害者	22,500 円					
	受給者本人に 関するもの	該当する場合	特別障害者	35,000 円					
		寡婦又はひとり親に 該当する場合	一般の寡婦	22,500 円					
			ひとり親	350,000/12円					
			特別の寡婦	30,000 円					
人的		源泉控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者 (70歳未満で年間所得見積額が95万円以下または70 歳以上で年間所得見積額が48万円超95万円以下)	32,500円					
控除	源泉控除対象	がいる場合	老人控除対象配偶者 (70歳以上で年間所得見積額が48万円以下)	40,000円					
額	配偶者及び 控除対象扶養	 控除対象扶養親族が いる場合	一般の控除対象扶養親族 1 人につき	32,500 円					
	親族に関するもの		老人扶養親族 1 人につき(70歳以上)	40,000 円					
			特定扶養親族 1 人につき(19歳以上23歳未満)	52,500 円					
		源泉控除対象配偶者	一般の障害者 1 人につき	22,500 円					
		又は控除対象扶養親 族が障害者に該当	特別障害者 1 人につき	35,000 円					
		する場合	同居特別障害者 1 人につき	62,500 円					

[※] 障害者に該当する場合の控除は、16 歳未満扶養親族である場合においても適用されます。

ここに注意!

- ○計算例は、いずれも令和3年分の源泉徴収税額の計算例です。
- ○令和3年分の源泉徴収税額については、昨年10月の扶養親族等申告書を提出 してない場合でも、本人の基礎控除は適用され、税率は5.105%となります。

よくあるお問い合わせ

年金課 広報相談担当

年金受給において、よくあるお問い合わせについて、ご案内いたします。

共済組合へ電話される場合は、「8596」で始まる年金証書記号番号をご用意ください。 よりスムーズなご案内が出来ます。

年金課電話番号: (0570) 03-4165 (ナビダイヤル) 年金課メールアドレス: S9000063 @ section.metro.tokyo.jp

1 住所変更の手続きをしたいのですが。

引っ越し等で住所が変わった場合は、自治体窓口に転入届を出していただければ、 共済組合で住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、住所変更の情報を取得 することができることから、原則、届出書類の提出は不要です。

ただし、電話番号が変わった場合や、外国に居住するとき、外国で転居したとき又は外国に居住していた方が日本に居住地を戻した場合は、必ず共済組合までご連絡ください。

2 年金の受け取り金融機関・口座を変更したいのですが。

- ① 受給者ご本人から共済組合へお電話ください。
- ② 住所等を確認させていただいたうえで、「年金受給権者 受取機関変更届」をお送りします。
- ③ 変更届が届きましたら、必要事項をご記入のうえ、新しい受取機関の証明を受けるか、又は通帳の写しを添付して、共済組合あてお送りください。
- ④ 共済組合の方で変更届を受理しましたら、変更の手続きを行います。
- ★ 受取機関の変更は、次の年金振込日の1か月以上前までに手続きをお願いいたします。
- ★ 変更後の新しい受取機関への初めての支払いを確認するまでは、念のため旧□座は そのままにしていただくようお願いいたします。
 - 3 老齢厚生年金(退職共済年金)を受給しています。 しばらく働いていなかったのですが、再び民間企業で働くこと になりました。届出は必要ですか。

民間企業や再任用短時間職員で再就職して、一般厚年に加入した場合(または、退職等で資格を喪失した場合)は、共済組合では日本年金機構から資格取得の情報を得られますので、届出は不要です。

なお、公務員、再任用フルタイム職員で再就職し、公務員厚年の資格を取得した場合(※)や国会議員・地方公共団体の議会の議員になられた場合は、届出が必要になりますので、共済組合までご連絡ください。

(※) 引き続き東京都共済組合員である場合は除きます。

4 年金受給者が亡くなりました、手続きはどうしたらよいですか。

共済組合から年金を受給されている方がお亡くなりになりましたら、必ず共済組合までご連絡ください。

受給者死亡の受付け、未支給年金、遺族年金等につきまして案内いたします。また、お手続きに必要な関係書類を郵送いたします。

なお、年金受給者の方がお亡くなりになられた場合、日本年金機構(年金事務所) にもお知らせください。

5 特別支給の老齢厚生年金を受け取っています。 65歳からの本来の老齢厚生年金を繰下げ受給したいのですが、 手続きはどうしたらよいですか。

65歳からの老齢厚生年金を繰下げ受給したい方は、65歳の誕生日のおおよそ3か月前に共済組合から発送します「年金請求書(65歳時用)」を共済組合へは提出しないでください。

繰下げ受給を行う場合には、最低1年は繰下げを行う必要があります。

また、日本年金機構から受給する老齢厚生年金も一緒に繰下げる必要があります。

なお、注意点としては、在職老齢年金により停止されている年金額には年金の繰下 げに伴う増額効果が発生しません。

繰下げ開始から1年を経過しましたら、1か月単位での請求が可能となります。

受給開始したい時期になりましたら、共済組合までご連絡ください。繰下げ受給用の「老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書」を郵送いたします。

共済組合年金課からのお願い

年金課メールアドレスへのお問い合わせに ご協力ください

年金課に電話をおかけになる場合、以下の時期・時間帯は、電話が大変混雑し、つながりにくくなることがあります。

下記、年金課メールアドレスを活用したお問い合わせにご協力くださいますようお願いいたします。

また、メールでのお問い合わせの際には「8596」で始まる年金証書記号番号、氏名、 連絡先電話番号の記載も合わせてお願いします。

年金課メールアドレス: S9000063@section.metro.tokyo.jp

電話が混み合う時間・時期等

- ●月曜日など休日明けの午前中
- ●平日の 12 時から 13 時まで
- ●年金支給日の前後 (偶数月の9日~16日頃)
- ●「年金支払通知書」等の通知書を発送する時期(毎年6月上旬から中旬)
- ●「公的年金等の扶養親族等申告書」手続期間中(毎年9月下旬から10月下旬)
- ●「公的年金等の源泉徴収票」の発送時期(毎年1月中旬)

OF OF OF

宿泊プランのご案内

箱根七湯を代表する箱根湯本の温泉と四季折々の 旬の食材を使ったオリジナリティあふれるお料理を お楽しみください。

新型コロナウイルスの感染状況によっては準組合員様の ご利用を停止させていただく場合がございます。

五感で楽しむ

自慢の新メニューの焼きしゃぶしゃぶを神奈川ブランド牛の足柄牛で ご用意。赤身と脂身のバランスが絶妙な足柄牛を「焼き」と「しゃぶしゃぶ」 でお楽しみいただく、五感で楽しむお鍋です。

料金表	2名1室	3名1室	4名1室
日~木曜日	¥14,450	¥13,350	¥12,250
土曜·休前日	¥18,850	¥16,650	¥14,450

(消費税・入湯税込)



館内でランチ営業しているイタリアンキッチン「Roots inn the Box」の 半額割引券を差し上げます。チェックアウト後のランチにぜひご利用 ください!もちろん喫茶のみの利用も大歓迎です!

料金表	2名1室	3名1室	4名1室
日~木曜日	¥12,800	¥11,700	¥10,600
土曜·休前日	¥17,200	¥15,000	¥12,800



準組合員様がお申込みの場合、同伴者も準組合員料金でご提供いたします。詳細はお問い合わせください。

東京都職員共済組合員の退職者の方は、共済施設利用証のご提示をお願いいたします。

※上記料金は、一般室をご利用時の大人1名様1泊2食付料金(消費税・入湯税込)の価格です。

※お子様料金は施設へお問い合わせください。

※チェックイン14:00/チェックアウト10:00 ※キャンセル料は4日前から発生いたします。

四季の宿「箱根路開雲」運営:箱根一の湯グルー

〒250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本521-4 アクセス: 箱根湯本駅から温泉組合巡回バス(流通りAコース) ホームページ: https://www.ichinoyu.co.jp/kaiun/

こちら



一の湯 HPは I こちら



合せ 🖂 kaiun@ichinovu.co.jp

【改修工事のお知らせ】

令和4年2月から6月まで屋上防水・外壁改修工事を 行います。それに伴い全館休業期間があります。 ご不便をおかけしますがよろしくお願いします。

全館休業① 2月20日から3月 8日 足場設置 営 業 3月 9日から6月15日 建物に足場及び目隠しシート設置 全館休業② 6月16日から6月30日 足場取外し

なお、工事期間中は割引料金を設定しています。詳細は共済のホームページ(ホームページ右上「年金受給者・元組合員 のログインはこちら」から)をご覧いただくか、箱根路開雲にお問合せください。





館内&ロケーション撮影(チャペル・神殿・海上公園 他)

AZUR Photo Wedding



婚礼フォトプ[・]

「結婚式はしないけど、ドレスを着てチャペルで記念写真を撮りたい…」 「結婚式でドレスは着るけど、せっかくの機会に和服も着てみたい…」 そんな花嫁の希望をかなえる、AZUR Photo Wedding

組合員·準組合員様特別価格

洋装撮影 140,800円(一般173,800円) 和装撮影 162,800円(一般195,800円)

※ご家族・ご親族の撮影も、組合員・準組合員様価格で承ります。 ※2022年3月末日までに撮影のお客様限定です ※表示価格はすべて税込みです。

お問合せ・ご予約 03-3437-2011

平日10:00~19:00 / 土日祝10:00~20:00 火曜日定休(祝日を除く)

※お問合せ・ご予約はお電話にて、お申込みください。 ※七・五・三、式典などの記念写真撮影(15,000円~)も承ります。 ※お気軽にご相談ください。



BAYSIDE HOTEL

<u>ベイサイドホテル アジュール竹芝</u>

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-2 TEL 03-3437-2011 FAX 03-3437-2170 新型コロナウイルス感染状況により内容を 変更または中止とする場合がございます。

http://www.hotel-azur.com/ アジュール竹芝 検索

人間ドックの受診は 「アジュール竹芝総合健診センター」へ

令和4年度分の予約受付は、2月1日から

令和4年度の人間ドック受診の予約受付は令和4年2月1日(火) から開始します。

毎年4月は、ご希望の日時の予約が比較的取りやすくなっています。

早めのご予約をお待ちしています。

また、レディースデイ(女性のみが受診できる日)も設定する予定です。 当日の婦人科・乳房検査は原則女性医師・女性検査技師が対応します。

日程につきましてはお電話でお問合せください。



アジュール竹芝の



ジュール竹芝総合健診センタ

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-2 https://www.genkiplaza.or.jp/azur/ 03-3437-2701

TEL

平日 8:30~16:30 土曜 8:30~14:00

シティ・ホール診療所 TEL 03-5320-7358(受付) 東京都職員 共済組合

内科 • 外科 (整形外科) • 皮膚科 • 眼科 • 耳鼻咽喉科•歯科口腔外科

【午前】 8時45分から11時00分まで 【午後】12時30分から15時45分まで

※予防接種の受付時間は異なりますのでお問い合せ下さい。

各科の紹介、診療日程及び休診情報等は、 共済組合ホームページに掲載していますので、 ご覧ください。



https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/city-hall/main.html

東京消防庁のOBの皆さまへ



保険のおトクな割引、ご存じですか?

報恩会なら、一般で契約するより、

※団体扱割引22.5%、団体扱年一括払割引5%

新規切替のチャンス!!

も割引があります!

自動車保険など各種団体制度では、

ご退職後も現職と同じ割引が適用されます。満期の際はぜひご相談ください。

- ◆団体扱割引率22.5%はご契約期間の初日が2022年1月1日~2022年12月31日のご契約に適用されます。
- ◆団体扱割増引率は、東京消防庁団体扱自動車保険の「ご契約台数 Iと「損害率 Iに応じて毎年算出され変動する場合があります。
- ◆団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャバンの定める条件を満たす場合のみとなります。
- ◆このチラシは概要を説明したものです。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

元気に働ける元消防職員の皆さまへ

報恩会では、厚生労働大臣の許可を取得し、紹介事業及び派遣事業を実施しています。 求職を希望される退職者の方は、報恩会までご連絡ください。

(·職業紹介事業許可番号 13-1-307839 ·労働者派遣事業許可番号 派13-307512)

<引受保険会社>



● 損害保険ジャパン株式会社

東京公務開発部 東京公務課 $\pm 160 - 8338$

東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL: 03-3349-5415 FAX: 03-6388-0163 SJ21-10179 2021/11/22



お問い合わせ先 〈取扱代理店〉

有限会社 報 恩 会

(受付時間:平日9:00~17:00)

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1-34-4神田グロウビル5F TEL: 03-5207-2371 FAX: 03-5207-2372

フリーアクセス: 0120-916-528

《東京都弘済会のページ》

東京都弘済会がご紹介する介護施設のご案内です



全国450ホーム以上を展開 SOMPOケア1,000人のプロに

分よるごと 相談

コロナ禍で、日々の健康管理や介護に

不安を感じていませんか?

『コロナ禍で外出機会が減ってしまい、筋力の低下が心配』

など、日々の健康維持や介護に不安を抱えている方は、 ぜひ一度SOMPOケアへご相談ください。 お電話だけでなく、ご要望に合わせて さまざまな相談方法をご用意しています。

詳しくはこちら

東京都弘済会から「2大特典」のご紹介

特典1 資料請求・介護相談・見学は無 特典2 入居すると毎月の家賃から3%

資料請求・ご相談 は 東京都弘済会までお気軽にどうぞ

専用ダイヤル

0120-71-5081

平日9:00から17:00) (受付時間



SOMPOケアってどんなところ?

こちらからSOMPOケア ラヴィーレ光が丘公園の館内を 360度見渡せる画像をご覧いただけます。



楽しく歩いて人生100年

お問い合わせ先

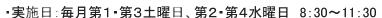
(一財)東京都弘済会 駒沢公園歩こう会 03-3551-1101(受付時間:平日9時~5時) 東京都弘済会ホームページ→



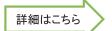
駒沢公園内を街道に見立てて 楽しく歩きましょう

•東海道五十三次

• 中山道六十九次



- ・休み期間:7月と8月、12月第4水曜日と1月第1土曜日・入会金:500円(年会費は無料です)
- 街道の宿場を通過するごとに、宿場の「版画カード」を差し上げます。
- 京都到達時には記念品を差し上げます。





【歩こう会案内チラシ】





4つのポイント

東京エイドセンターなら

ご退職後も東京都人材支援事業団退職会員になることにより、 1

続して団体扱割引が適用されます。

新しい割引・特約・制度が登場。 もっとお得・もっと安心をご案内します。

※配偶者(配偶者には内縁の相手方および同性のパートナーも含みます)および同居の ご親族(別居の扶養親族を含みます。)がお持ちの自動車もご契約いただけます。

*団体扱割引率は、東京都人材支援事業団団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて 毎年算出され変動する場合があります。上記団体扱割引は2021年4月1日~2022年3月31日まで に保険期間を開始する契約に適用できます。 *団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契 約者および被保険者、お車の所有権が引受保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。 *詳細は東京エイドセンターまでお問い合わせください。 *一部共済のノンフリート等級(無事故 による割増引)は継承できません。 *このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきま しては「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。詳細は取扱代理店または 引受保険会社までお問い合わせください。

(引受保険会社)損害保険ジャパン(株)、東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、 あいおいニッセイ同和損害保険(株)、共栄火災海上保険(株)、楽天損害保険(株)、日新火災海上保険(株)、 AIG損害保険(株)

21-TC00723 2021年5月作成 SJ21-01132 2021/05/06

皆さまがお持ちの 無事故割引に加えて

▶%割安

●団体扱割引20%適用。 ●団体扱年一括払は一般契約年一 括払に比べて5%割安です。

ご家族の 自動車保険も

3 保険から選択できます。 加入できます。**

ホームページなら24時間受付中

保険会社8社の自動車

「自動車保険」のお問い合わせは

東京エイドセンター 自動車保険部

วบ-ชั่วขน **0120-615-810**

受付時間:平日9:00~17:00

現職でも 退職後でも 安心のサポート



東京エイドセンタ-

〒163-0943 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス16F https://www.aid-center.co.jp

こんなときは必ずご連絡ください!(0570)03-4165

★月曜日など休日明けや年金支給日の前後(偶数月の9~16日頃)は、電話がつなが りにくくなっております。お急ぎの場合は、Eメールによる問い合わせ等にご協力を お願いします。

年金課Eメールアドレス: S9000063@section.metro.tokyo.jp

お問い合わせの際は、年金証書記号番号をご用意ください。

- 年金受給者が死亡したとき
- 電話番号が変わったとき (緊急時のご連絡ができず、大変ご迷惑をおかけしてしまう可能性がございます。 日中、連絡のとりやすい番号をご登録ください。)
- 外国に居住するとき・外国で転居したとき・日本に居住地を戻したとき
- 再就職したとき(公務員への再就職、国会・地方議会議員になったとき)
- 年金受給者の所在が1か月以上明らかでないとき
- 「年金加入期間確認通知書」が必要なとき
- 振込先金融機関を変更したいとき (変更処理には多少の時間を要しますので、新しい口座に年金が振り込まれたことを確認するまで、それまでの口座は解約しないようお願いします。)
- 遺族年金・通算遺族年金・遺族厚生(共済)年金を受給している方が婚姻 したとき(事実上の婚姻関係に入ったときを含みます。)
- 65歳未満で退職共済年金または老齢厚生年金(公務員厚年)を受給している方が、雇用保険法による失業給付の申込みをしたとき(※)や高年齢雇用継続給付を受けるとき
 - (※) 65歳未満で失業給付を受けると、退職共済年金(職域年金相当分は除く)や老齢厚生年金は、 その全額が支給停止になります。
- 加給年金額の対象となっている方に、離婚・養子縁組・死亡等の異動があったとき
- 加給年金額の対象となっている配偶者が、新たに年金を受給することに なったとき(国民年金の老齢基礎年金を受給する場合を除きます。)
- 障害共済年金もしくは障害厚生年金の障害等級が1級・2級の方が、新た に加給年金額対象者に該当する配偶者や子を有したとき
- ◆ 介護施設等に移られるなどで、住民票上の住居を不在にされる場合は、郵便局へ転送届をご提出ください。

共済組合ホームページQ&A年金情報保養施設案内等インターネットURLは、https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/年金受給者・元組合員の専用ページのログインIDは、「NENKIN」又は「nenkin」

ねんきんだより No. 132 令和4年1月31日発行 登録番号(2)12 東京都職員共済組合事務局年金保険部 〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1都庁第一本庁舎北塔39階 0570-03-4165【ナビダイヤル】

